

文部科学大臣
高木義明 殿

2011年5月23日
岩手県保険医協会
会長 箱石勝見

文部科学省「福島県内の学校・校庭等の利用判断に おける暫定的な考え方」に対する抗議

当協会は、岩手県内の医師・歯科医師が任意で加盟する団体です。

文部科学省は4月19日付けの通知において、福島県内の学校の校庭利用等に
係わる限界放射線量を年間20ミリシーベルトと規定しました。

電離放射線障害防止規則3条1項1号では、放射線業務を行う事業者に対し
て、放射線管理区域での基準を3ヶ月当たり1.3ミリシーベルトとしており、1
年当たりでは5.2ミリシーベルトとなります。これら成人の値と比較しても、今
回の基準はこれをはるかに超える被曝を許容しています。内部被曝のリスクを
考えるとさらに危険が高まることも考えられます。

特に成長期であり放射線の感受性が高い子どもが被曝することは絶対に避け
るべきです。

政府は最近「原発事故の被害者は国策による被害者」としていますが、この
文部科学省の数値は更なる若年者の国策による被害者を出すこととなります。

10年後、20年後、30年後に放射線障害等の健康被害を出さないことが国の
責務ではないでしょうか。

ついでに、即刻、年間20ミリシーベルトの基準を撤回し、幼児、児童、生徒
が被曝しないよう早急に対策を講じるべきです。

また、この地域におけるすべての子供たちに被曝の測定をただちに実施する
ことを求めます。